

中学生までのお子さんがいるご家庭の皆さんへ

子ども医療費助成制度と受診の際にご留意いただきたいこと

■子ども医療費助成制度とは

子ども医療費助成制度とは、お子さんの疾病の早期治療を促進し、健康の保持および健全な育成と子育て支援を図るために、医療保険が適用される医療費の個人負担額を助成するものです。

本町では、医療費助成を中学生（満15歳になった年の年度末）まで行っています。

▼助成申請の前の確認事項

■高額療養費や付加給付金に該当しないか

入院などで高額になる場合は、子ども医療費助成を申請する前に、高額療養費やお勤め先の付加給付金に該当しないかを確認してみましょう。

子ども医療費助成では、実際に医療機関に支払った金額から、高額療養費や付加給付金を差し引きます。

■2 学校災害共済給付金と重複していないか

学校での事故・病気については、日本スポーツ振興センターから災害共済給付金が支払われます。

■3 申請期限を過ぎていないか

診療を受けた月の翌月から起算して6か月以内の申請が有効です。

例えば4月診療分の場合は、10月までに申請してください。

■上手な受診で医療費節約

子ども医療費の助成額と件数は、グラフのとおり年々増加しています。

助成の財源は、皆さんの大事な税金で成り立っています。一人一人が健康管理に努め、健康な体づくりを進めましょう。また、医療費の節約に関心を持ち、次の点に注意して上手に病院を受診しましょう。

▼受診の際の留意事項

■1 お医者さんの掛け持ち（重複受診・多受診）はやめましょう

医療機関が変わると、検査や処置をやり直さなくてはなりません。医療費が増えてしまいます。また、病気を長引かせてしまう可能性もあります。

何でも相談できる「かかりつけ医」を持ちましょう。

■2 できるだけ診療時間内に受診しましょう

診療時間終了後や休診日に受診すると、医療費が割高になってしまいます。

通常の診療時間内には、スタッフが揃っており、検査や投薬などの診療体制が整っているため安心です。

▼申請・お問い合わせ先

町民生活課

096・234・1113

(内線107)

ki@204@town.kosa.lg.jp

